

## 基本の柱Ⅴ DV被害者の子どもを守る体制の強化

全国で相次いだ児童虐待死亡事件の背景にDV被害があったことを踏まえ、令和元年6月のDV防止法改正において、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明文化されました。

特に子どもについては、配偶者に対する暴力による心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすく、さらに子どもが直接、暴力の対象となっている場合もあります。

被害者と子どもを適切に保護するとともに、子どもがいる被害者が安心して相談し、解決に向け一歩踏み出すことができるよう子どもの支援体制の強化に取り組んでいきます。

### 重点取組事項

児童虐待から子どもを守る体制強化のため、市町村要保護児童対策地域協議会（以下、「市町村要対協」という。）に女性相談員等の参加を促し、DV対応と児童虐待対応との連携を強化します。

### 指標

市町村要対協・実務者会議（※）に女性相談員（配暴センター、市福祉事務所）等が参加している市町村

33市町村（令和2年9月1日現在）⇒全市町村

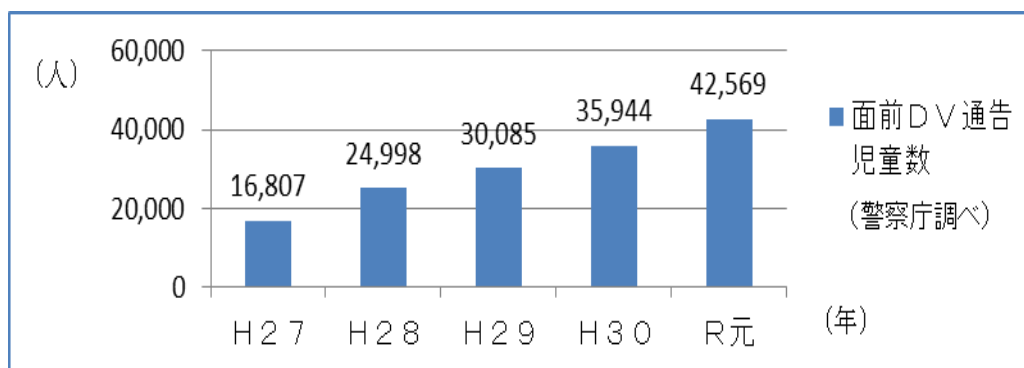
※実際に活動する実務者レベルの担当者が参集し、定期的にケースの支援内容を検討する会議

## 【施策の方向14】 児童虐待から子どもを守る体制強化 [重点項目]

### 現状

- 「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）第2条第4号において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされています（面前DV）。
- 面前DVで警察から児童相談所に通告した児童数は、全国的に増加しています。（図表19）

<図表19 面前DVで警察から児童相談所に通告した児童数（全国）>



○中央配暴センター（女性相談センター）と中央児童相談所が県福祉相談センターとして同一の組織内にあるため、日常的に緊密な連携が図られていることが、本県の強みとなっています。

○市町村へのアンケート調査によると、市町村要対協へのDV対応機関の参加によって、「母子一体となった支援の検討」「関係機関のネットワーク化」「児童支援が進展した」など、77.1%の市町村で効果があったと評価しています。

### 課題

○児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、市町村要対協・実務者会議の活用等により、児童相談所と配暴センターや市福祉事務所が連携・協力し、DV被害者と子どもの保護対策を更に強化することが必要となります。

### 【今後の方策①】 児童相談所・警察・市町村等と連携した虐待防止・対応

○配暴センターは、DV事案の対応においては、児童相談所・警察・市町村等と連携し、子どもの安全を最優先とした対応を行います。

施策	担当課	取組み概要
児童相談所・警察・市町村等と連携した子どもの安全確保	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆子どものいる家庭でのDV事案については、児童虐待の有無を視野に入れ、子どもの安全を最優先に児童相談所・警察・市町村等と連携し対応。
児童虐待対応	各児童相談所	◆配暴センター・警察等から児童虐待通告があった場合、48時間以内に目視による子どもの安全確認を徹底。必要に応じて子どもの保護を実施。 ◆児童虐待に対応する中でDV対応が必要と思われるケースについては、女性相談センター・地域配暴センター・市町村等と連携し対応。
被害児童の安全確保	県警察人身安全少年課	◆子どものいる家庭でのDV事案については、児童虐待の有無を視野に入れ、被害児童の安全確保を最優先とした対応を行うとともに、関係機関に対する照会、児童相談所への通告を徹底するなど関係機関との連携を強化。

**【今後の方策②】 市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援**

- 「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月2日付け子家第565号山形県子育て推進部子ども家庭課通知）に基づき、市町村要対協に配暴センターや市福祉事務所の女性相談員等の参画を促します。

施策	担当課	取組み概要
市町村要対協への女性相談員等の参画	子ども家庭課 女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆全ての市町村要対協・実務者会議に配暴センターや市福祉事務所の女性相談員等が参画するよう、市町村を支援。

**【施策の方向15】 DV被害者の子どもの支援**

**現状**

- 一時保護時に子どもを伴う割合は、各年度とも高く、約半数の被害者が子どもを伴っています。（図表20）

＜図表20 一時保護時に子どもを伴う割合＞

年度	DV被害者(人)	うち子どもを同伴するDV被害者(人)	割合
27	14	9	64.3%
28	12	5	41.7%
29	13	5	38.5%
30	10	6	60.0%
元	14	9	64.3%

（県子ども家庭課調べ）

- 現在、一時保護所において、同伴する子どもに心理的ケアを行う職員と保育・学習指導を行う職員を配置しています。子どもの支援に当たっては、必要に応じて児童相談所と連携、支援を受けながら対応しています。

**課題**

- 被害者だけではなく、同伴する子どもも同様に心理的被害を受けている場合が多く、子どもに対する医学的又は心理的な援助を行う必要があります。加えて、転居や転校を始めとする生活の変化等の影響も受けやすく、学習に遅れが生じている場合もあるため、学習支援も重要です。
- 子どものいる被害者が解決に向け一歩踏み出すことができるよう、子どもの支援を充実する必要があります。
- 被害者やその子どもに保護命令が発せられた場合や被害者の自立に当たっては、教育機関及び保育所等と連携し、子どもの安全な就学・保育等の支援を行っていく必要があります。

**【今後の方策①】 子どもの心理的ケアや学習支援**

○一時保護所においては、必要に応じて児童相談所と連携、支援を受けながら同伴する子どもの心理的ケアや学習支援に対応します。

施策	担当課	取組み概要
子どもの心理的ケアの実施	女性相談センター 各児童相談所	◆一時保護所においては必要に応じて同伴する子どもに対して心理的ケアを実施。 ◆心理的ケアに当たっては、必要に応じて児童相談所と連携し、支援を受けながら対応。 ◆退所後も必要に応じて継続的な心理的ケアが実施されるよう、関係機関・医療機関・教育機関と連携し、適切な相談機関を紹介する等対応。
子どもの学習支援の実施	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆一時保護所において、同伴する子どもに学習保育指導を行う職員による学習支援を実施。 ◆退所時に必要に応じて、ひとり親家庭の学習支援や生活困窮世帯の学習支援などを情報提供。
教育機関による子どもの支援	義務教育課 高校教育課	◆小中学校へのスクールカウンセラーの派遣、高等学校全校へのスクールカウンセラー配置により、児童や生徒のこころのケアや保護者への助言・支援を実施。

**【今後の方策②】 子どもの安全な就学・保育等の支援**

○県及び配暴センターは、保護命令が発せられた場合の子どもの安全の確保や被害者の自立に当たっての就学・保育等の支援について、教育機関等と連携し適切に対応します。また、被害者の子どもに進学する意欲がありながら、経済的な問題から就学を断念することがないよう、被害者や子どもの意向を尊重しながら進学の実施を行います。

施策	担当課	取組み概要
子どもの安全の確保	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター) 子ども家庭課	◆保護命令が発せられた場合、必要に応じ、学校・保育所にその内容を伝え、教育機関等と連携し子どもの安全を確保。

<p>子どもの就学・保育等の支援</p>	<p>女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター) 子ども家庭課 子育て支援課</p>	<p>◆被害者の自立に当たり、子どもについて区域を越えた就学の受入れや、母子及び父子並びに寡婦福祉法に則した保育所などの優先入所についての配慮、保育料算定等の弾力的な運用が行われるよう、教育委員会及び市町村に対して協力を要請。</p> <p>◆子どもについて進学する意欲がある場合、各種奨学金や貸付制度について情報を提供。</p>
<p>教育と福祉の連携強化</p>	<p>義務教育課</p>	<p>◆教育事務所に配置(市町村へ派遣)するスクールソーシャルワーク・コーディネーターを活用し、教育と福祉の連携を強化。</p>
<p>奨学金の貸与</p>	<p>高校教育課</p>	<p>◆経済的理由により修学が困難な生徒について、所定の資格要件を満たす場合、奨学金を貸与。</p>